

名張市教育委員会事務の点検・評価報告書

平成24年1月

名張市教育委員会

この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)により規定された「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について、名張市考査委員会の事務事業評価報告を受けて、教育委員会で取りまとめたものです。

なお、同考査委員会の事務事業評価では「事務事業評価シート(内部評価)」が活用され、次頁の3項目について平成23年8月5日に公開ヒアリングが実施されました。

この報告書のなかで【学識経験者の意見】として記述しているものは、名張市考査委員会の「名張市事務事業評価報告書(平成23年10月)」で示されたものです。

(根拠法律)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)から抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

名張市教育委員会事務の点検・評価結果

< 施策 1 >

施策項目	生涯学習
小施策	学習機会の総合的整備
事務事業名	学校支援地域本部事業

< 施策 2 >

施策項目	市民文化
小施策	文化施設の充実
事務事業名	文化財施設管理費

< 施策 3 >

施策項目	人権尊重
小施策	人権意識の向上
事務事業名	人権啓発事業

< 施策 1 >

施策項目	生涯学習
小施策	学習機会の総合的整備
事業名	学校支援地域本部事業
事業概要	教育基本法において「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定され、学校教育が多様な課題を抱える中で、地域が様々な形で学校を支援していくことが求められており、各地域において学校の求めに応じて必要な支援を地域のボランティアが行う体制を構築する。事業主体は名張市「学校支援本部」実行委員会。

【学識経験者の意見】

- ・ 放課後子ども教室事業との連携に努められたい。
- ・ 具体的な活動内容が明確でない。事業目的を絞った取組みを図られたい。
- ・ 成果検証に向け、ボランティア数や事業数、事業に関する地域の満足度アンケートなど事業指標の設定やシートへの反映に努められたい。
- ・ 地域づくり組織への委託や他事業との重複、廃止も含めた検証をされたい。
- ・ 市民人材資産の活用と地域自治の確立の視点から、国の省庁別事業をそのまま市の行政部局別に、個々で事業展開される状況は望ましくないため、各事業を精査・とりまとめし、地域づくり組織との連携を図るべきである。
- ・ 地域づくり組織の知恵や人材データベースを活用するなど、その辺りの取組みが上手くいっていない地域に対して市は支援を行う必要がある。
- ・ 間接的業務であるが、手間コストを要している。費用対効果の把握、検証が必要である。
- ・ 学校の求めに応じるだけでなく、学校と地域が深く結びつくための事業であることから、まず地域づくり組織との連携を前提に進めてもらいたい。

【教育委員会の評価】

- ・ 事業の最終目的は、地域の支援を得て、学校教職員の事務負担等を軽減するものであることを明確化し、具体的な内容は学校、地域の特性を尊重した取組みとして推進します。
- ・ 国・県の事業においては、個人としての地域コーディネーターを中核に据えた事業を推進していますが、名張市においては地域づくり組織の組織的なコーディネーターが望ましく、名張市子ども教育ビジョンと整合を図りながら名張市の独自性を加味した事業を推進します。
- ・ 実施にあたっては、放課後子ども教室をはじめとする地域づくり組織が実施する子ども関連事業との効率的・効果的に連携が進められるよう学校及び地域に対し、適切なアドバイスを行います。

< 施策 2 >

施策項目	市民文化
小施策	文化施設の充実
事業名	文化財施設管理費
事業概要	国史跡夏見廃寺並びに夏見廃寺展示館と、県史跡名張藤堂家邸の維持管理

【学識経験者の意見】

- ・名張は文化資源、観光資源が豊富である。限られた事業予算の中、取組みに関しては健闘されているものの、文化財・観光施設の回遊ルートなど歴史的資源を上手く繋げられるよう商工観光室との連携をはじめ、庁内での研究会議により、その開発に努められたい。
- ・文化財施設を活用した音楽会の開催など、一過性でなく継続的な事業実施を図られたい。
- ・考古学的見地から、夏見廃寺は非常に重要な施設である。引き続き、市民への認識が深まる継続的な取組みに努められたい。
- ・本事務事業は、施設管理にかかる人件費のみの予算計上となっており、活動事業（おきつも名張顕彰事業等）は別事業となっている。施設管理を含めた事業全体の把握に向けて、小事業の編成見直しを検討されたい。

【教育委員会の評価】

- ・文化財施設は、文化財として良好なかたちで後世に伝えていくとともに、その価値について広く情報発信を行い、体験を含めた利活用を図る必要があります。
- ・保護保存については、解体修理や史跡整備が完了していますが、利活用には更なる取り組みが必要です。また、今後発生する施設営繕についても、補助制度を活用した計画的な取り組みが求められます。
- ・郷土学習の場として、小学校の遠足等、課外授業でも積極的に利用できるよう学校への利用案内や、利用に際して、子どもたちが各施設に対して関心を持つような工夫に努めます。
- ・展示物について、本年度は各施設ともテーマを設けた展示を行うとともに、メディアを活用した情報発信を行い、利用者数の向上に努めます。

< 施策 3 >

施策項目	人権尊重
小施策	人権意識の向上
事業名	人権啓発事業
事業概要	・市内の事業所、企業を対象に、人権・同和問題企業研修会を開催するとともに、事前の啓発訪問を実施。 ・啓発資料の作成、購入。 ・地域における団体育成事業。 ・研修会等へ積極的に参加し、人権行政担当者としての資質向上を図る。

【学識経験者の意見】

- ・教室開催や参加人員等の見える化に努めるとともに、アンケート調査では、研修会に対する具体的な感想や意見が把握できるよう工夫を図られたい。
- ・人権侵害については、新しい形態（児童虐待、ハラスメント、インターネット被害等）のものもあり、現代型人権侵害に対する対応策の啓発事業、講演会等の企画を検討してもらいたい。
- ・少ない予算で検討しているのはよく分かるが、本市では子どもの権利委員会も設けており、当組織と連携・活動いただき、人権救済活動のPRや救済できる組織体制についても検討いただきたい。
- ・人権センターへの委託が増えるほど、人権センターのガバナンスの透明性、民主制が問われる。責任が重くなることを互いに認識しておく必要がある。
- ・全国的に公契約条例が議論になりつつある。人権研修の実績をはじめ、ハラスメント防止のガイドラインや内部通報制度の有無などをチェックし、実績のない事業者とは契約しないという動きもある。契約検査室と考え方を共有し、連携した取組みを進めてもらいたい。
- ・インターネット差別表現書き込みモニタリング事業の取組みは非常に良い。引き続き、モニタリングに加えて、具体的な活用・展開、啓発指導に努めてもらいたい。
- ・引き続き、人権センターと共同し、人権学習を展開する際のリーダー育成に努めてもらいたい。

【教育委員会の評価】

昨年3月11日の東日本大震災発生後に実施した市民意識調査で、「差別をなくすために、自らが出来ることを考え取り組みたいと思っている市民の割合」が68.1%と前年を4.6ポイント上回りましたが、これは、多くの市民が震災という現

実を通じて「命、人権」について深く考えた結果であると推測されます。こうしたことから、人権啓発の推進にあたっては、「さまざまな人権課題と現実の自分たちの生活が深く結びついている」ことが実感できる内容となるようテーマや手法を工夫し、市民意識のさらなる向上に努めます。

名張市人権センターとの連携については、平成 24 年度新規事業として「人材育成」「教育・啓発」「相談」「調査研究」の 4 分野からなる「人権のまちづくり推進委託事業」を立ち上げ、名張市人権センターに事業委託し、より効率的な事業展開と事業効果の向上を図ります。

また、組織機構の見直しにより、人権施策の一元化による効率的な施策展開のため、平成 24 年度から学校教育分野における人権・同和教育を除き、教育委員会人権啓発室の業務を市長部局（人権・男女共同参画推進室）において補助執行します。インターネット被害やハラスメント、児童虐待等の防止等に向けて、関連所属、機関等との連携のもと効率的かつ効果的な人権教育・啓発事業を推進します。